

# 福祉医療費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 福祉医療費の助成については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)及び医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年3月30日三重県告示第239号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福祉医療費の助成対象者(以下「対象者」という。)の住所地の市町とする。

(対象者)

第3条 対象者は、当該市町の区域内に住所を有し、かつ、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(以下「医療保険各法」という。)に規定する被保険者又は被扶養者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者は除く。

(1) 障がい者医療費補助金

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者(児を含む。以下同じ。)で、その等級が1級、2級及び3級の者

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「判定機関」という。)において知的障害者(児を含む。以下同じ。)と判定された者のうち知能指数が35以下の者又は療育手帳の障害程度が最重度若しくは重度の者

ウ 身体障害者福祉法による身体障害者で等級が4級で、判定機関において知的障害者と判定されたもののうち知能指数が36以上50以下の者又は療育手帳の障害程度が中度の者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者(児を含む。以下同じ。)で、その障害の等級が1級の者

(2) 一人親家庭等医療費補助金

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない女子(以下この項において「母」という。)であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以

下、「18歳未満児」という。)を扶養している者(以下、「一人親家庭等の母」という。)  
イ 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない男子(以下この項において「父」という。)であって、民法第877条の規定により、18歳未満児を扶養している者(以下、「一人親家庭等の父」という。))。

ウ 一人親家庭等の母又は父に扶養されている18歳未満児又は法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳未満児

(3) 子ども医療費補助金

ア 入院については、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども

イ 入院外については、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども

(支給の制限)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の(1)から(3)に該当する場合は対象者としな  
いものとする。

(1) 障がい者医療費補助金

ア 本人の前年の所得(1月から8月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については前前年の所得とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額以上である場合

イ 配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上である場合

(2) 一人親家庭等医療費補助金

ア 一人親家庭等の母、父又は18歳未満児にあつては、その者の前年の所得が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に定める額以上である場合

イ 一人親家庭等の母又は父の配偶者及び父母のない18歳未満児の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその一人親家庭等の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に定める額以上である場合

(3) 子ども医療費補助金

子どもの保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等(施設入所等児童を除く。)及び保護者の扶養親族等でない児童(以下「児童」という。)で保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて次のア又はイに規定する

額以上である場合

ア 扶養親族等及び児童がないときは622万円

イ 扶養親族等又は児童があるときは622万円に当該扶養親族等（30歳以上70歳未満の所得税法に規定する扶養親族にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）又は児童一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円）を加算した額。

- 2 前項の所得の範囲及びその算定方法は、第（1）号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、第（2）号については児童扶養手当法施行令の規定により、第（3）号については別表のとおりとする。

（助成対象医療費）

第 5 条 対象者の負傷又は疾病につき、医療保険各法の規定により算出した医療に要する費用の額（精神障害者については、通院に係る費用の額に限る。）から次のいずれかに掲げる額を控除して得た額を福祉医療費として助成するものとする。

- （1） 医療保険各法の規定による保険者の負担する額
- （2） 医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、及び運営規則等で、保険給付に併せてこれに準ずる給付制度がある場合は、当該給付を受けることができる額（現に給付がなされるか否かにかかわらず、当該制度により給付を受けたものとみなしてこの要領の適用をしないものとした額を含む。）
- （3） 疾病又は負傷について他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行なわれたときの当該医療に関する給付の額

## 2 福祉医療費証明書料

福祉医療費証明書料を支払った対象者に、当該福祉医療費証明書の交付を受けるに要する費用（福祉医療費助成申請書又は福祉医療費領収証明書1枚（以下、「1枚」という。）につき200円を超えない範囲の実費の額又は1枚につき200円を超える場合は200円。）に相当する額を対象者に助成するものとする。ただし、市町長と郡市医師会長等（他県含む）との協定に基づき、保険医療機関等が福祉医療費証明書の交付に要する費用を対象者から直接徴収しない場合にあつては、当該費用の額に相当する額（1枚につき200円を超えない範囲の実費の額又は1枚につき200円を超える場合は200円。ただし、福祉医療費領収証明一覧表の提出による申請の場合は、同一人につき4件を限度とし、200円とする。）を郡市医師会等又は医療機関に交付することにより対象者に対する助成に代えるものとする。

（補助金の交付対象期間及び補助額）

第 6 条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで（3月1日診療分から翌年の2月末日診療分までに係るもの。ただし、やむを得ぬ事由による請求遅れ分にあつては、この限りでない。）とする。

- 2 県は、市町が前項の期間に対象者に助成した福祉医療費のうち、補助金の交付対象とし

て知事が認めるもの及び証明書料の合算額に 2 分の 1 の補助率を乗じた額に相当する額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする市町は、(障がい者・一人親家庭等・子ども) 医療費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、5月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書(別紙1-1)
- (2) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた市町(以下「補助事業者」という。)は、事業の実施について補助金の交付申請の内容に変更が生じたときには、(障がい者・一人親家庭等・子ども) 医療費補助金変更交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要見込額調書(別紙2-1)
- (2) 補助金所要額調書(別紙2-2)
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) その他知事が必要とする書類

(中止・廃止申請手続き)

第9条 この補助金の交付決定後、事情により事業の中止、廃止を行う場合は、事業中止・廃止申請書(第3号様式)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げの時期)

第10条 規則第7条の規定による交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知書の受領のあった日から起算して15日以内に行うものとする。

(事業実施状況報告書)

第11条 補助事業者は、基準日までの医療費(証明書料を含む。)助成状況について、(障がい者・一人親等・子ども) 医療費助成状況報告書(第4号様式)に助成状況調書(別紙4-1)を添付し、下記のとおり知事に提出しなければならない。

|     | 基準日    | 提出期日  |
|-----|--------|-------|
| 第1回 | 7月31日  | 翌月15日 |
| 第2回 | 11月30日 |       |

(補助金の実績報告)

第12条 補助事業者は、事業を完了したときは、交付決定通知のあった年度の翌年度の4月末日までに、(障がい者・一人親等・子ども) 医療費補助金実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書（別紙 5-1）
- (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (3) その他知事が必要とする書類

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

（廃止）

- 2 心身障害者医療費補助金交付要領、母子医療費補助金交付要領、乳幼児医療費補助金交付要領、老人医療費補助金交付要領、65 歳以上重度障害者医療費補助金交付要領は、平成 13 年 8 月 31 日をもって廃止する。

（経過規定）

- 3 平成 13 年 8 月 31 日までの診療に係る医療費については、なお前項に掲げる廃止された要領の規定による。
- 4 この要領の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号の医療保険各法の規定による医療費について、この要領の規定による助成の対象者とする。
  - (1) 廃止された心身障害者医療費補助金交付要領の規定による対象者のうち、この要領の対象者とならない者についてはこの要領の施行日から次回更新（直前の更新が平成 12 年 6 月 30 日までに行われた者に限る。）の日の前日までの診療に係る医療費
  - (2) 廃止された乳幼児医療費補助金交付要領の規定による対象者のうち、満 3 歳に満たない乳幼児（誕生日が平成 12 年 6 月 30 日までの者に限る。）についてはこの要領の施行日から受給資格証の有効期間の満了日までの診療に係る医療費
- 5 平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの診療に係る医療費の助成については、福祉医療費補助金交付要領第 4 の三号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令等の一部を改正する政令(平成 18 年政令第\*\*\*号)による改正前の児童手当法施行令」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 8 月 31 日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年 8 月 31 日までに、改正前の福祉医療費補助金交付要領に規定する老人医療費補助金の対象となった者が、平成 17 年 8 月 31 日までに受けた診療に係る医療費の助成

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、改正後の第 3 の 1 号のロ及びハの規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別表 (第4条第2項関係)

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 所得<br>の範<br>囲        | 第4条第1項第(3)号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。 |
| 2 | 所得<br>の額<br>の算<br>定方 | (1) 第4条第1項第(3)号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の |

|   |   |
|---|---|
| 法 | <p>規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。））、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。</p> <p>(2) 前号に規定する市町村民税につき、次のイ～ホに掲げる者については、当該イ～ホに定める額を同号の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。</p> <p>イ 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額</p> <p>ロ 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者一人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）</p> <p>ハ 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円</p> <p>ニ 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円</p> <p>ホ 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円</p> |
|---|---|